

国保・後期高齢者医療・重度医療・ひとり親医療 保険証などを更新します

7月31日で
有効期限が切れます

問 町民課 国保医療給付係 ☎42-2633

現在お使いの国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、重度医療・ひとり親医療の受給者証は、7月31日で有効期限が切れるため、更新が必要です。

保険証や受給者証の種類によって更新の方法が異なります。忘れずに更新してください。

手続き不要

国民健康保険

7月下旬にご自宅へ**保険証**を郵送します

- ・新しい保険証（エンジ色）は、8月1日からお使いください。
- ・現在お使いの保険証（緑色）は、8月1日以降にご自分で破棄してください。
- ・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は自動で更新されません。
8月以降も必要な方は、役場（各支所）で新たに申請してください。

※簡易書留による保険証の郵送を希望する方は、7月14日（水）までにご連絡ください。

手続き不要

後期高齢者医療保険

7月中旬にご自宅へ**保険証**を郵送します

- ・新しい保険証（黄緑色）は、8月1日からお使いください。
- ・現在お使いの保険証（水色）は、8月1日以降にご自分で破棄してください。

注意 保険証は、色が変わります。お取り替えの際は、お間違えのないようご注意ください。

		新	現
全員	後期高齢者医療被保険者証 （保険証）	黄緑色	水色
対象者に 同封	限度額適用認定証 （3割負担の方）	橙色	黄色
	限度額適用・標準負担額減額 認定証（非課税世帯の方）		

手続きが必要です

重度医療受給対象者

7月中にご自宅へ
更新申請書と**受給者証**を郵送します

- ・新しい受給者証は、8月1日からお使いください。
- ・現在お使いの受給者証は、8月1日以降にご自分で破棄してください。

※更新申請書は、必ず役場または各支所へ提出してください。郵送でもかまいません。

手続きが必要です

ひとり親医療受給対象者

7月中にご自宅へ**更新申請書**を郵送します

- ・更新申請書が届いたら、役場または各支所で手続きして新しい受給者証をお受け取りください。
- ・現在お使いの受給者証は、8月1日以降にご自分で破棄してください。

※郵送でも手続きできます。
（受給者証は、後日、ご自宅へ郵送します）

カバーが傷んだり、古くなっている場合は、町民課または各支所で新しいものに交換できます